

認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況

(平成26年12月調査分)

認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等において、 設置主体を制限している例		都道府県		指定都市		中核市		保育計画を 策定する市 区町		合計	
		数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
該当ありとしている自治体数		2	4.3%	17	85.0%	26	60.5%	47	61.8%	92	49.5%
類型別回答 (複数回答 あり)	ア 保育所の認可時における主体規制	2	4.3%	8	40.0%	9	20.9%	3	3.9%	22	11.8%
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集 時における主体規制	0	0.0%	17	85.0%	23	53.5%	44	57.9%	84	45.2%
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における 主体規制	0	0.0%	4	20.0%	2	4.7%	10	13.2%	16	8.6%
類型数合計 (複数回答あり)		2	4.3%	29	145.0%	34	79.1%	57	75.0%	122	65.6%

	国	区分	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 北海道児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	青森県児童福祉法施行条例(平成25年3月27日青森県条例第13号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年10月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年宮城県条例第91号)	秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日制定) 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年3月19日制定)
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ 乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合は0~1歳児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児室を利用する乳児等(乳児又は満2歳に満たない幼児)1.65㎡/人以上
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準 国と同じ 乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合は0~1歳児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	ほふく室を利用する乳児等(乳児又は満2歳に満たない幼児)3.3㎡/人以上
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	満2歳以上の幼児1.98㎡/人以上
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	医務室を必置
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	保育に必要な用具	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)  保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育所の長を必置
		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	原則8時間
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準	非常災害対策 事故発生時の対応	特になし	特になし	特になし	暴力団の排除、非常災害対策、関係機関との連携	事故発生時の対応
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-

	国	区分	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日山形県条例第64号)	福島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第87号)	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年3月11日栃木県条例第27号)	群馬県児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成25年4月1日制定)
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	3.3㎡/人	乳児室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国に同じ	2歳以上児のみの受入施設においても医務室を必置	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国に同じ	乳児を入所させる保育所にあつては、保健師または看護師を配置するよう努める	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国に同じ	(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間30:1、長時間20:1 4歳以上児 短時間長時間ともに30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	人権の擁護に関する措置	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国に同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		防災計画等の策定を義務規定とし、市町村との連携を設けた。	・関係機関(児童相談所、保健所等)と密接な連絡をとり連携して子どもや保護者の支援に努める ・非常災害に関する具体的計画について、施設の置かれた状況により災害の態様ごとに立てる	災害時に備えた食品や医薬品等の備蓄、地域住民や他の社会福祉施設等との連携・協力体制の構築について、努力義務として規定。	非常災害対策	・非常時における協力体制を確保するため地域住民との連携を図るよう努める ・児童の食育に努める
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-

	国	区分	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		児童福祉法施行条例(平成24年12月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日千葉県条例第85号) 保育所設置認可に関する審査基準(平成25年6月1日)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年神奈川県条例第5号、平成25年1月11日制定)	新潟県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	2歳児未満児1人につき3.3㎡以上	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	2歳児未満児1人につき3.3㎡以上	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所		医務室について全ての保育所に設置、調理室及び便所は国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所		医務室について全ての保育所に設置、調理室及び便所は国と同じ	国と同じ	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	国と同じ	2歳児以上を入所させる保育所に医務室設置を努力義務化。
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	1歳児2.5㎡/人(実施施設なし)	該当地域あり(ただし基準なし)	2歳未満児2.5㎡/人(17区11市)	該当地域あり(国と同じ)	対象外
		保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	・嘱託歯科医の配置を努力義務化。	
			保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 20:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	保育時間は国と同じ。開所時間は原則11時間とし施設長が決定する。	保育時間は国と同じ。開所時間は原則としておむね11時間。	国と同じ(加えて保育所の開所時間は11時間を原則とする)	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	「国籍」、「信条」等のこれまでの平等原則に、「性別」と「障害の有無」を追加。	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		調乳室(0歳児)、沐浴室(0、1歳児)の設置 保育所による子育て支援に努める 事故防止及び防犯に関する措置を講ずるよう努める 災害物資の備蓄に努める	特になし	特になし	国と同じ	・「非常災害に関する具体的計画」を「当該児童福祉施設の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、火災、地震、風水害、津波その他の非常災害に関する具体的計画」とし、災害ごとの計画を規定した。(省令第6条関係) ・暴力団等の排除を規定。 ・食品の原材料の産地、その他の食事の安全性に関する情報の収集及び提供について規定を設けた。(省令第11条関係)	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		法人格を有する者のみ認可する。	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	

	国	区分	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月12日富山県条例第71号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日条例第62号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年12月27日規則第67号)	児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例(平成24年12月制定) 福井県児童福祉施設の設備および運営の基準に関する条例施行規則(平成25年3月制定)	山梨県児童福祉施設に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	長野県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月制定) 長野県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成25年3月制定)	
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を 入所させる 保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ(乳児室及びほふく室を一の部屋として運営する場合、ほふくをしない乳児又は2歳未満の幼児 1.65㎡/人以上、ほふくをする乳児又は2歳未満の乳児 3.3㎡/以上)	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ(乳児室及びほふく室を一の部屋として運営する場合、ほふくをしない乳児又は2歳未満の幼児 1.65㎡/人以上、ほふくをする乳児又は2歳未満の乳児 3.3㎡/以上)	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上 児を入所させる 保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	国と同じ
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	給食の外部搬入における食育に関する計画の公表に努める。	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食の安全・安心確保に必要な措置を講じ、地産地消に取り組むものとする。	国と同じ	
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	○人権擁護・虐待防止(努力義務規定) ・人権擁護・虐待防止に必要な体制整備および研修の実施	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		省令第6条第1項の非常災害について、例示・明確化 省令第14条の3第2項の苦情解決に当たっての第三者関与の規定に保育所を追加 暴力団等の排除を規定	・地域の子育てを支援するため、県で実施するマイ保育園登録事業の取り組みや子育て支援コーディネーターによる子育て支援プランの作成を努力義務化(保育所のみ) ・非常災害発生時における入所者の安全確保のための施設防災計画の策定を義務化 ・入所者に対する虐待防止のための責任者の配置及び職員に対する研修実施を努力義務化 ・入所者の処遇に関する記録等の文書の保存期間を5年間と規定	○非常災害対応(義務規定) ・非常災害に必要な設備の設置、災害種別毎の具体的計画の策定、関係機関との連絡体制の整備 ○事故発生時の対応(義務規定) ・事故発生時の関係機関への連絡および必要な措置、事故状況および処置の記録、速やかな損害賠償	非常災害対策について、非常災害の種類に応じた具体的な計画を作成し、定期的に職員に周知すること。 関係機関との連携に努めること。飲料水、食糧、日用品の備蓄及び応急復旧に必要な防災資機材の整備等に努めること。	・木材利用の推進(施設の内装等には、木材を利用するよう努めること) ・地産地消の推進(食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めること)	
認可保育所の 整備・運営を担 う事業者の募 集等に係る状 況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	

	国	区分	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日制定岐阜県条例第90号)	・児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成25年3月制定) ・児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則(平成25年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年4月1日施行) 三重県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成27年4月1日)	滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	3.3㎡/人(ただし、既存の保育所(建築中のものを含み、条例施行後に乳児室の増改築を行う場合を除く。))については国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児室3.3㎡/人(既存の保育所について、平成28年3月31日までの間、1.65㎡/人とする経過措置有)	国と同じ	ほふくをしない乳児または満2歳に満たない幼児 1.65㎡/人、ほふくをする乳児または満2歳に満たない幼児 3.3㎡/人
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	ほふくをしない乳児または満2歳に満たない幼児 1.65㎡/人、ほふくをする乳児または満2歳に満たない幼児 3.3㎡/人
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
		保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ 加えて、「乳幼児の心身の健全な発達のため、基準を超えて、乳幼児の保育に直接従事する職員を配置するよう努めること。」を規定している。	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ 加えて、「入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の機会を確保すること。」を規定している。	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		・地産地消の推進(提供する食事については、県内で生産された農林水産物等の積極的な活用に努めること) ・保育所が運営規程で定める重要事項の一つに「苦情に対応するために講ずる措置に関する事項」を追加	・非常災害…災害の種類に応じた計画の作成を義務付け ・虐待等の禁止…禁止する行為を具体的に明記	○非常災害対策 非常災害の具体例を例示、必要な設備の設置、計画の策定、定期的な訓練の実施を義務規定化、市町村等との連携協力体制整備を努力義務規定化 ○記録の保存 入所者の処遇に係る記録を5年間保存	非常災害対策 人権の擁護、虐待の防止等のための研修の実施	「非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めること。」を規定している。	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	

	国	区分	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例(平成24年7月27日京都府条例第36号) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例施行規則(平成24年9月14日京都府規則第51号)	大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年11月制定)	法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(平成24年10月改正(保育所関係))	奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	和歌山県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年和歌山県条例第57号) ※平成24年10月5日公布、平成25年4月1日施行
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受入施設においても医務室を必置	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例		標準	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	施行日において、現に調理員を置いている保育所については調理員のうち少なくとも1人は栄養士の免許を有する者又は調理師の免許を有するものでなければならない。(施行日において、現に調理員を置いている保育所については平成30年3月31日までの間適用しない旨の経過措置あり。)	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1		従うべき基準	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1	国と同じ	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等		従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		・人権研修の実施等に努めること ・暴力団員及びその支配の排除 ・子育て支援施策への協力及び子育て支援事業実施に努めること ・福祉事務所、児童相談所等と連携を図ること	特になし	・管理者は暴力団員等でないこと、運営が暴力団等の支配を受けないことを規定(社会福祉施設共通事項) ・防災・防犯計画の策定や危機管理に必要な体制整備、職員への取組内容の周知等の義務付け(児童福祉施設共通事項) ・研修計画の策定や研修結果の記録の整備など計画的な人材の育成に努めるよう規定(児童福祉施設共通事項) ・運営内容の自己評価と改善を義務付けるとともに、その結果の公表に努めるよう規定(児童福祉施設共通事項) ・事故発生の防止及び発生時の対応の義務付け(児童福祉施設共通事項) ・子育て家庭への保育所機能の開放や相談実施を積極的に行うとともに、関係団体等との連携に努めることを規定(保育所のみ)に適用する事項) ・乳幼児等に対し、自然や生命の大切さ等について理解を深めるための環境学習・教育に取り組むよう努めることを規定(保育所のみ)に適用する事項)	○居室等の安全性の確保(省令第5条) ○非常災害時における備蓄用非常食等の確保(省令第6条) ○キャリアバスの整備(省令第7条) ○サービス提供の状況、質の評価及び改善等に関する県への報告 ○木材利用の推進(省令第32条) ○食べる意欲を高める食事の提供(省令第11条)	人権擁護推進員、災害対策推進員、安全管理対策推進員の配置
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-

	国	区分	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年12月制定) 鳥取県児童福祉施設に関する条例施行規則(平成25年3月制定)	島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月27日 島根県条例第18号)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年10月5日 岡山県条例第47号)	児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月制定)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月21日山口県条例第3号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年3月21日山口県規則第8号)
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 20:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 30:1 長時間 30:1	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		・児童の処遇について自己点検し、その結果を保護者に周知すること。また、定期的に外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。 ・障がいのある乳幼児が入所している場合は、その者の障がいの状態を把握するとともに、家庭及び関係機関との連携を図りながら、適切な環境の下で保育を実施すること。 ・保護者及び地域住民の適切な選択及び判断に資するよう、情報提供を行うとともに、情報開示の規程を設ける等必要な措置を講ずること。 ・非常災害時の情報の収集、連絡体制、避難等に関する具体的な計画を定めるとともに、その計画を実行できるよう保護者及び職員に周知し、定期的に訓練を行うこと。 ・設置者は、暴力団又は暴力団員の利益につながる活動を行わないこと。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を持たないこと。 ・食事の材料には、県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。 など	特になし	特になし	特になし	・防災対策について、施設内防災計画の策定と見直し、緊急時の安全確保のための体制整備等を上乗せ
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-



	国	区分	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		児童福祉法施行条例(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準)(平成24年10月制定)(平成12年3月28日徳島県条例第19号)	香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年10月制定)	愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年10月) 愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月)	高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年1月制定)	福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年10月制定)
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	乳児室は「満2歳に満たない乳幼児であって、ほふくをしないものを保育する部屋」と位置づける。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児室(3.3㎡/人)
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準 ほふく室は「満2歳に満たない乳幼児であって、ほふくをするものを保育する部屋」と位置づける。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外
		保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合も、短時間・長時間利用を問わず同基準)	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ基準とした上で、保育所は、保護者の労働時間等を考慮し、保育時間の延長等の方法により、保育環境の向上に努めるように規定。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		・環境を大切にす心の育成に努めるように規定。 ・乳幼児の保護者に対して必要な援助又は指導を行う場合には、個人情報に配慮した適切な環境で行うように努めるように規定。	構造改革特別区域法第4条第9項の認定を受けた場合の当該認定に係る保育所の設備の基準は、厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令第1条に定める基準をもって、その基準とする。(公立保育所での満3歳に満たない乳幼児への給食の外部搬入を認める。)など	・非常災害対策	(児童福祉施設共通の規定) ・災害への対応(防災対策マニュアルの策定と必要に応じた見直しの実施等) ・地産地消の努力義務 ・暴力団の排除	・開所時間 1日につき11時間を原則 ・苦情への対応 苦情の解決にあたって第三者を関与させることを義務化 ・不審者等の侵入防止対策 不審者等の侵入防止のための措置及び訓練について努力義務化 ・非常災害対策 具体的な計画を立てるべき非常災害の種類(火災、風水害、地震等)を明記及び計画の策定並びに訓練等を義務化 ・暴力団関係者の排除 運営について、暴力団関係者の支配を受けることの禁止
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-

	国	区分	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		佐賀県児童福祉法の施行等に関する条例(平成24年3月制定)(名称変更)	長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月17日条例第60号) 宮崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成24年12月17日規則第50号)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	ほふくをしないう子1.65㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	ほふくをする子3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」は規定せず。保育所の建物等と同一敷地内または隣接する敷地内に設けることを義務化	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	要件の一つの食育に関する計画に基づく食事の提供を努力義務でなく義務化	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	乳児を入所させる保育所は、保健師または看護師を配置するよう努める(努力義務)	嘱託歯科医の配置(努力義務)・乳児を受入れる場合の看護師の配置(努力義務)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	(認定こども園以外の保育所) 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	1日につき8時間以上11時間以下を原則	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	調理(調乳)を行う職員の検便の実施義務。その他は国と同じ。	衛生管理・入所者の健康診断は国と同じ 職員の健康診断については年1回の定期健康診断と臨時の健康診断及び調理従事者の月1回以上の検便の実施を明記	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		①食育推進計画の策定及び食育推進担当者の配置義務 ②職員及び乳幼児に対する環境の保全に関する教育を行うよう努める(努力義務) ③障害のある乳幼児の保育について、個々の状況把握並びに家庭及び関係機関と連携したうえで行う義務 ④知事が利用者に対し、保育所の名称及び保育内容等を周知する義務に関する具体的計画を作成すること ⑤施設の管理者や施設経営に実質的に関与するものは暴力団員等であってはならない。(暴力団員等の排除規定) ⑥非常災害対策に係る(努力)義務 ・備蓄や資機材の配備等(努力義務) ・消火設備等の設置(義務) ・施設や資機材の配備等(努力義務) ・施設の立地環境等に応じて、防災計画を策定し、関係機関への通報・連絡体制を整備し、定期的に職員等に周知(義務) ・利用者の特性に応じて、定期的に必要な訓練や防災教育を行う(義務) ・周辺地域や他施設との連携等(努力義務)	・食事の提供にあたり、地域で生産された農林水産物を積極的に利用するよう努めること ・事故が発生した場合、関係機関及び利用者の家族等への連絡及びその他必要な措置を講じることなど ・非常災害対策の義務付け及び「地震、風水害、火災その他の災害」に関する具体的計画を作成すること ・職員に対し、利用者の人権擁護、虐待防止等のための研修の実施に努めること ・食育の推進を図ること ・特別な配慮を必要とする子どもへの支援にあたって、個別の指導計画などの作成及び活用すること ・小学校との連携を図ること ・地域における子育て支援の実施に努めること ・保育内容等について自己評価を実施すること及びその公表に努めることなど	(児童福祉施設共通自基準) ・利用者が地域住民と交流できる機会の確保を努力義務化 ・非常災害時には、被災した障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者の受け入れを努力義務化 ・食事の提供を行う際に県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものの使用を努力義務化 ・保育所が自己評価するとともに、外部評価の実施と結果の公表を努力義務化  (保育所独自基準) ・障がい等を有するなど特別なケアを必要とする子どもが保育所を利用する場合、必要に応じた従業員の配置を努力義務化	①人権擁護・虐待防止等のための責任者の設置等、②災害の態様ごとの計画策定、自主防災組織や近隣住民との協力体制の確立等、③食育推進、④保護者への支援	児童福祉施設は、非常災害時に県や市町村が実施する社会的弱者等の要援護者に係る防災対策に協力するよう努めるものとする。	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に関する状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	法人格を有する者のみ認可する。	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	

	国	区分	鹿児島県	沖縄県
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	3.3㎡/人(平成27年4月施行)
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	

	国	区分	北海道札幌市	宮城県仙台市	埼玉県さいたま市	千葉県千葉市	神奈川県横浜市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		札幌市児童福祉法施行条例(平成24年2月制定)	仙台市児童福祉法の施行に関する条例(平成24年12月制定)	さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定) さいたま市民間保育所設置認可等実施要綱(平成25年3月制定) さいたま市民間保育所設置認可等実施要綱に関する取扱い要領(平成25年3月制定) さいたま市保育所整備希望者の手引き(平成25年1月)	千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月19日制定 条例第86号)	横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	0・1歳児3.3㎡/人	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歳児5.0㎡/人(市長が適当と認めるときは0歳児3.3㎡/人)、1歳児3.3㎡/人	3.3㎡/人	乳児室又はほふく室の面積は0歳児、1歳児1人につき、3.3㎡	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	0・1歳児3.3㎡/人	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人(市長が適当と認めるときは0歳児3.3㎡/人)、1歳児3.3㎡/人	国と同じ	乳児室又はほふく室の面積は0歳児、1歳児1人につき、3.3㎡
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	医務室、調理室、便所、 <u>授乳室</u> 、 <u>沐浴室</u>	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	遊戯室を必置とする。	2歳以上児1.98㎡/人	保育室及び遊戯室を設ける。(定員60人未満の保育所に限り、遊戯室の設置は任意。) 保育室のみ1.98㎡/人 (経過措置として、既存保育所について、待機児童解消に資すると認められる場合に限り、当分の間、遊戯室を保育室として利用できる。)	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	市長が特に認める場合にあつては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。	国と同じ	屋外遊戯場(市長が適当と認めるときは、当該保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)を設けること。(3.3㎡/人)	「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」は定員60人未満の保育所に限定	市長が特に認めた場合にあつては、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象地域(特例適用せず)	対象外	対象外	対象地域(規定なし)
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する給食の外部搬入は可能であるが、実施にあたり市長への事前協議を義務付け。	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		調理業務の全部を委託する施設にあつては、栄養士又は管理栄養士を置く場合に限り、調理員を置かないことができる。	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児 3:1 1・2歳児 5:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 (経過措置として、既存の保育所について、やむを得ない事情があると市長が認める場合に限り、当分の間、1・2歳児を6:1とできる。)	国と同じ 注)民間保育所については横浜市民間保育所設置認可等要綱により上乗せあり。0歳児 3:1 1歳児 4:1 2歳児 5:1 3歳児 15:1 4歳児以上 24:1
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		特になし	特になし	特になし	地震その他の非常災害に備え、施設利用者のため、物資の確保に必要な措置を講ずるよう努める。	横浜市福祉サービス第三者評価の受審など	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		社会福祉法人以外については、認可保育所、学校教育法第1条に規定する幼稚園、認可外保育施設(国が定める指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されているもの)のいずれかについて3年以上運営した実績がある場合に限る。	-	社会福祉法人以外の法人(幼保連携型認定こども園を構成する保育所を整備する学校法人を除く)については、認可保育所の運営実績が2年間以上あり、自治体等による指導監督の指摘事項に対して適切に対応しているなど、保育所運営に優良な実績があること。	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		事業者の募集にあつては、法人格を有する者に限る。社会福祉法人以外については、認可保育所、学校教育法第1条に規定する幼稚園、認可外保育施設(国が定める指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されているもの)のいずれかについて3年以上運営した実績がある場合に限る。	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合において、社会福祉法人に限る。	安心こども基金のうち保育所緊急整備事業の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限る。なお、学校法人については、幼保連携型認定こども園を構成する保育所を整備する法人に限る。	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、法人格を有する者に限る。	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人及び公益社団法人、公益財団法人のみに限る。 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみに限る。 (26年度の補助金交付事業の応募条件として、平成25年4月1日において、認可保育所、自治体の認証保育所又は横浜保育室を運営していることを条件とした)。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		現に認可保育所を運営し、過去1年間における監査において文書による指導を受けていないこと。又は文書により指摘を受けた事項について既に改善がされていること、指定管理者選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している団体に該当しないこと 等。	-	-	-	-	

	国	区分	神奈川県川崎市	神奈川県相模原市	新潟県新潟市	静岡県静岡市	静岡県浜松市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		条例:川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定) 保育所整備法人募集要項:民営化、公有地貸付型、民有地借上型、既存建築物の改修型	相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第75号)	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(24年12月制定)	静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年3月制定)	浜松市児童福祉施設施行条例(平成24年3月23日制定)	
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	3.3㎡/人	3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	従うべき基準	国と同じ	医務室、調理室、便所に加えて、調乳室、沐浴室を必置	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」のは、「屋外遊戯場を設けることが困難な場合において市長が特に認める」場合に限定。	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象地域(規定なし)	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	条例:国と同じ 募集要項:看護師、栄養士の配置	国と同じ	嘱託歯科医の配置(義務規定)、乳児を入所させる保育所の保健師、看護師又は准看護師の配置(努力規定)	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	条例:国と同じ 募集要項:条例の基準に加え、休憩休息保育士(条例の基準の保育士数±4人、小数点1位を切上げ)、年休代替保育士(各施設1人)すること。	国と同じ	1歳児 3:1	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	条例:国と同じ 募集要項:11時間開所とその後の2時間延長保育	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	「性別」「障がいの有無」を追加	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		事故防止の対策	暴力団排除規定	非常災害(第6条)関係 ・軽便消火器→消火器 ・非常災害に対する具体的計画→想定される非常災害の態様ごとにその程度及び規模に応じた具体的計画 ・医療機関、他の社会福祉施設及び近隣住民と非常災害時における連携及び協力関係の構築(努力規定)を追加 ・非常災害に対する具体的な計画を、職員及び必要に応じ保護者等に周知(義務規定)を追加 食事(第11条)関係 ・地産地消の観点に基づき、地域で生産された食材の使用及び地域の特色ある食事又は伝統的な食事の提供(努力規定)を追加 ・安心・安全な食品の提供の観点に基づき、入所者又は保護者に対し、提供する食事の安全性に係る情報の提供(努力規定)を追加	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		法人格を有する者のみ認可する。	法人格を有する者のみ認可する。	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、法人格を有する者に限る(認可外保育施設のみを運営する法人については、3年以上運営していること)。 公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る(神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県内において、定員60人以上の認可保育所を1年以上安定的に運営しており、当該保育所を今後も継続して運営する法人であること)。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、法人格を有する者に限る。 公有地を活用して認可保育所整備を行う場合は、市内で認可保育所を運営している社会福祉法人に限る。	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人の応募の場合は加点を実施。	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		法人格を有する者のみ採択する。	-	-	-	-	-

	国	区分	愛知県名古屋市	京都府京都市	大阪府大阪市	大阪府堺市	兵庫県神戸市	
条例名等			名古屋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 名古屋市保育所設置認可の基準等に関する要綱(平成24年4月改正)	京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成25年4月制定)	大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月28日制定) 大阪市保育所設置認可等要綱(平成26年3月制定)	堺市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月14日制定 条例第69号)	神戸市保育所等の設備及び運営に関する基準等を定める条例	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	3.3㎡/人	ほふくをするものを入所させる場合、3.3㎡/人	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準 国と同じ	国と同じ		国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準 ( )内について、「市長が特に必要と認める場合は、保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」と規定	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	市長が特に認める場合は、「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所をもってこれに代えることができる」と規定した。
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置
		保育に必要な用具	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準 対象外	対象外	平成27年3月31日までの間に限り、乳児室、ほふく室及び保育室1.65㎡/人	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準 国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ(調理員のうち1人以上は、栄養士たる調理員又は調理師免許を有する調理員とする。)	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準 認定こども園である保育所の場合であっても、3歳児20:1、4歳以上児30:1と規定	乳児3:1 1歳児5:1 2歳児6:1 3歳児15:1 4歳以上児20:1 4歳以上児25:1	国と同じ	国と同じ	国に加えて、1人以上の保育士を配置		
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準 国と同じ	国と同じ	原則11時間	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		<ul style="list-style-type: none"> <li>・なごや子ども条例の理念の追加</li> <li>・防犯及び事故防止の措置を規定</li> <li>・食糧及び飲料水の備蓄を規定</li> <li>・帳簿の保存を規定</li> <li>・暴力団の排除を規定</li> <li>・私立認定保育所の選考に関する事前協議を規定</li> </ul>	特になし	特になし	特になし	保育所の長及び設置主体から暴力団員等を排除	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	法人格を有する者のみ認可する。 一般財団法人、公益財団法人、一般社団法人、公益社団法人、学校法人、宗教法人、特定非営利活動法人等については、認可に際し、経済的基礎、役員の社会的信用、施設長の保育経験、運営委員会の設置、適正な財務内容等を必要とする。 株式会社等については、上記に加え、事前に財務状況の提出等を必要とする。	-	法人格を有する者のみ認可する。	法人格を有する者のみ認可する。	-		
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	公立保育所の民間移管の公募においては、原則、公募時において現に5年以上、市内において認可保育所を運営している社会福祉法人を対象を限定する。 賃貸物件を活用した保育所の公募においては、概ね3年程度の保育事業の実績を必要とする。 安心こども基金を活用する保育所の公募においては、対象を社会福祉法人、学校法人、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人に限定する。	-	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。 安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、自主整備を前提とした事業者の募集を行う場合、法人格を有する者に限る。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、法人格を有する者に限る。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、法人格を有する者のみ採択する(社会福祉事業について知識、経験を有する者)。		
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-		

	国	区分	岡山県岡山市	広島県広島市	福岡県北九州市	福岡県福岡市	熊本県熊本市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月29日制定) 岡山市認可保育所整備運営事業者募集要項(平成26年4月)	広島市児童福祉施設設備基準等条例(平成24年12月18日制定)	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月19日制定)※平成25年4月1日施行(条例第64号)	福岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月制定)	熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	ほふくしない乳幼児1.65㎡/人	3.3㎡/人	乳児室(3.3㎡/人)	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歳児4.95㎡/人、1歳児3.3㎡/人
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	ほふくする乳幼児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	0歳児3.3㎡/人	0歳児4.95㎡/人
		医務室、調理室、便所	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	「保育所の建物と同一敷地内又はこれに隣接する敷地内にあるもの(公園等を除く。)」に限る」と規定。
		調理室、便所	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、保育所以外で調理し搬入する方法により行う(外部搬入)場合は、乳幼児の発育及び発達に配慮して食に關し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう義務付けた。	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	1歳児 5:1 それ以外については、国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	1日につき8時間を原則(開所時間は11時間とする)	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		・暴力団員の排除・多様な手法を用いた評価・非常災害対策の充実 ・研修には、児童の権利擁護、虐待防止等の内容を含むことを明記 ・事故発生時の適切かつ迅速な対応	①非常災害時を想定した地域住民との連携に関する努力、②入所者に対する虐待防止に向けた体制整備や研修実施等、 ③特例幼保連携保育所の特例(設備運営基準第94条)の適用除外、 ④運営費の支弁に係る帳簿等の5年保存	「暴力団員等の排除」について規定	児童福祉施設を運営する者及びその職員は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであってはならない。	暴力団員等の排除規定を明記	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	法人格を有する者のみ認可する。	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、将来的な幼保連携型認定こども園への移行を条件にしており、社会福祉法人又は学校法人に限定している。	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限る。 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、市内で認可保育園を運営している社会福祉法人に限定している。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人及び日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人(幼保連携型認定こども園の設置者に限る)に限る。	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限る。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、事業者選定において設置主体が社会福祉法人や学校法人等の場合に加点を行っている。		
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	法人格を有する者のみ採択する。	-	社会福祉法人又は学校法人のみ採択する。	

	国	区分	北海道旭川市	北海道函館市	青森県青森市	岩手県盛岡市	秋田県秋田市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月26日)制定	函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年3月25日)条例第22号)	青森市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日)条例第74号)	盛岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年12月制定) 盛岡市立保育所民営化計画(平成18年8月)	秋田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年4月制定)	
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	3.3㎡/人	・国と同じ ・乳児室およびほふく室を一の部屋として設ける場合は0～1歳児3.3㎡/人	国と同じ ※平成27年4月～乳児室(3.3㎡/人)	3.3㎡/人(乳児室又はほふく室)	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人(乳児室又はほふく室)	国と同じ	
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」は規定しない。	国と同じ
		調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	医務室を設けること
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		特になし	・非常災害対策 ・事故発生時の対応	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	社会福祉法人のみ認可する。	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	



	国	区分	福島県郡山市	福島県いわき市	栃木県宇都宮市	群馬県前橋市	群馬県高崎市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		郡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	いわき市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月27日制定)	宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月27日宇都宮市条例第40号)	前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年4月1日制定)	高崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日条例第39号)
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	3.3㎡/人	乳児室(1.65㎡/人) ※ただし、新設等については3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ。但し、『保育所は、前項の規定により当該保育所外で調理し搬入する方法により食事の提供を行う場合においても、当該保育所内で調理したものを提供するように努めなければならない。』という基準を追加	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	従うべき基準 乳児を入所させる保育所にあつては、保健師又は看護師を配置するよう努める。	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)に加え、乳児を入所させる保育所での保健師又は看護師配置の努力規定	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	平等取扱の原則に、『性別』の基準を追加	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		非常災害に関する具体的計画の策定、保育所における関係機関との連携	非常災害に関する具体的計画の策定、保育所における関係機関との連携	児童福祉施設と非常災害対策(省令第6条)について、非常災害に対する具体的計画の策定に加え、職員や利用者への周知と連絡体制の整備、訓練の結果を踏まえた計画内容の検証と見直しについて規定	地域の連携強化、食育の強化、自園調理の推進(3歳以上の外搬はしないように)	(省令第6条関係)『児童福祉施設は、非常時における協力体制を確保するため、地域住民等との連携を図るよう努めなければならない。』という基準を追加
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限る。	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限る。	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-

	国	区分	埼玉県川越市	千葉県船橋市	千葉県柏市	神奈川県横須賀市	富山県富山市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		川越市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日 条例第53号)	船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月28日制定) 船橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月13日制定) 船橋市民間保育所の設置等に関する事務取扱要領(平成25年4月1日施行)	柏市特定児童福祉施設設備運営基準条例(平成24年12月26日制定) 柏市私立認可保育園の整備・運営者募集要領(平成26年10月)	児童福祉施設の設備等に関する基準を定める条例(平成25年4月1日制定)	富山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日制定・富山市条例第43号)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入室させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	従うべき基準	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	乳児室4.95㎡/人 ※特例措置により当面の間、3.3㎡/人	乳児室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)		0歳児5.0㎡/人	ほふく室4.95㎡/人 ※特例措置により当面の間、国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入室させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	保育室及び遊戯室3.0㎡/人 ※保育室及び遊戯室を合算した面積 ※特例措置により当面の間、国と同じ	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人) 保育室の設置は遊戯室の設置に優先するものとする。	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具		参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事は自園調理のみ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	乳児 2.57:1、1歳児 4.5:1、2歳児 5.2:1、3歳児 18:1、4歳児以上 27:1 (認定こども園である保育所) 国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	特になし	特になし	特になし	・苦情処理の公平性及び透明性を確保する観点から、児童福祉施設の入所者等からの苦情の解決にあたり、第三者の関与を義務付ける。 ・暴力団員、または法人その他の団体でその役員が暴力団員であるものは、児童福祉施設を設置できないこと。事業活動が暴力団員の支配を受けないことを規定。	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		法人格を有する者のみ認可する。	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		募集にあたっては、法人格を有する者に限る。	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、募集要項において社会福祉法人もしくは学校法人に限る。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、法人格を有する者に限る。	-	公有地を活用した保育所(公立保育所の移管)については、募集要項において社会福祉法人又は既に市内で保育所などの児童福祉施設を運営している法人に限る。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		-	-	-	-	-	

	国	区分	石川県金沢市	長野県長野市	岐阜県岐阜市	愛知県豊橋市	愛知県豊田市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		金沢市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月17日 条例第43号) 金沢市保育所設置認可等基準(平成13年4月)	長野市特定児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	岐阜市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	豊橋市児童福祉法施行条例(平成24年12月13日 条例第44号)	豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	5.0㎡/人(ただし、市長が特に認めるとき3.3㎡/人)	国と同じ	3.3㎡/人	乳児室(3.3㎡/人) 経過措置(全面的な改築等をするまでは乳児室の面積1.65㎡)	乳児室(3.3㎡/人)	
		ほふく室(3.3㎡/人)	5.0㎡/人(ただし、市長が特に認めるとき3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	2歳以上児、保育室及び遊戯室がそれぞれ2.0㎡/人(ただし、遊戯室にあっては、市長が特に認めるとき1.0㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	乳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 6:1 3歳児 15:1 4歳児 25:1 5歳児 30:1	国と同じ	国と同じ	(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 30:1 4歳以上児 短時間 30:1 その他は国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児5:1 3歳児15:1 4歳児28:1 5歳児30:1	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		特になし	・他の児童福祉施設等に対して、入所者等の情報を提供するときの文書による同意 ・事故発生時の対応	・暴力団の排除 ・児童福祉施設と非常災害対策 ・食事(地元食材の活用) ・苦情への対応 ・事故発生の防止及び事故発生時の対応 ・保育室等を3階以下に設置 ・重要事項に関する規程に「苦情解決のための措置に関する事項」を追加	非常災害対策(具体的な災害の例示、他の施設との協力体制の整備) 暴力団の排除(法人の役員、施設長)	・第6条(児童福祉施設と非常災害)について、非常災害に対する具体的計画の策定と訓練の実施を、努力義務から義務規定とした。 ・暴力団排除に関する文言を、豊田市独自に規定した。	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	原則、社会福祉法人又は学校法人とする。ただし、市長が適当であると認められた者については、この限りではない。	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限る。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において、当該保育所の施設整備を行う場合に限り)、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、特例社団法人又は特例財団法人に限定。	-	-		
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	

	国	区分	愛知県岡崎市	滋賀県大津市	大阪府高槻市	大阪府東大阪市	大阪府豊中市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		岡崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月25日制定)	大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	高槻市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月19日制定) 高槻市保育所施設整備事業者募集要項	東大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	豊中市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	乳児室(3.3㎡/人)	乳児室1.65㎡/人(ほふくをする者にあつては3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	(保育所) 乳児3:1 1歳児4:1 2歳児5:1 3歳児18:1 4歳以上児30:1 (認定こども園) 3歳児 短時間30:1 長時間20:1 4歳児以上 短時間30:1 長時間30:1	1・2歳児を5:1としたほかは国と同じ	国と同じ	乳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 (最低2人配置)	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1歳児5:1 2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 25:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし		・調理業務を委託する場合に外部搬入と同様の要件を課す規定を設ける・障害児保育を担当する保育士の配置について努力規定を設ける	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	法人格を有する者のみ認可する。	-	-	法人格を有する者のみ認可する。	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	認可保育所の整備・運営を担う事業者募集において、応募資格を大阪府内に本拠や事務所等を置く社会福祉法人(設立予定法人含む)に限定)に限る。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る ※ 認可保育所の公募は、計画上、平成23年度で終了している。上記の制限は、平成23年度当時のもの。	応募日現在において、保育所、認可外保育施設または幼稚園を3年以上運営している法人格を有する者に限る。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	

	国	区分	大阪府枚方市	兵庫県姫路市	兵庫県西宮市	兵庫県尼崎市	奈良県奈良市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		枚方市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年4月制定)	姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月21日条例第68号)	西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	尼崎市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例(平成24年12月制定)	奈良市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日条例第55号) 奈良市民間保育所設置運営事業者募集要項(平成26年6月)
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を 入所させる 保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	乳児室(3.3㎡/人)	0~1歳児3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	満2歳未満の子どもがいない保育所への医務室(医薬品等を揃え、幼児が静養できる区画)の設置を義務付け	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上 児を入所させる 保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	屋外遊戯場は、保育所の敷地内に設置すること。ただし、乳児又は満3歳に満たない幼児のみを入所させる保育所で、当該保育所の付近に屋外遊戯場に代わるべき場所がある場合にあっては、この限りでない。	「屋外遊戯場(保育所と同一敷地内に限る。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。)」と規定
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象地域(面積基準の緩和は行わない。)	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	栄養士又は調理師の配置を義務付け(調理業務の全部を委託する場合を除く)	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定子ども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準 1歳児 5:1 以外は国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児20:1	国と同じ	国と同じ
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		特になし	・児童福祉施設の長:暴力団員等であってはならない。 ・運営について:児童福祉施設の運営は、暴力団員等の支配を受けてはならない。	特になし	・1. 管理者は暴力団員等ではないこと、2. 運営が暴力団等の支配を受けないことを規定 ・運営内容の自己評価と改善を義務付けるとともに、その結果の公表に努めるよう規定 ・防災・防犯計画の策定や危機管理に必要な体制整備、職員及び利用者への取組内容の周知等の義務付け ・普通救命講習修了者の常時配置に努めることを規定 ・研修計画の策定や研修結果の記録の整備など計画的な人材育成に努めるよう規定 ・事故発生の防止及び発生時の対応の義務付け ・関係機関との連携、信頼関係の構築に努めるよう規定	特になし
認可保育所の 整備・運営を担 う事業者の募集 等に係る状況 (分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	社会福祉法人のみ認可する。
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、募集要項において社会福祉法人又は学校法人に限定する。	公立保育所を民間に移管する際や、安心子ども基金の「保育所緊急整備事業」に係る国等の補助が株式会社は対象とされおらず、社会福祉法人など極めて公共性の高い法人に限定されている。このため、移管先は、社会福祉事業を目的に設立された社会福祉法人としている。	安心子ども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-

	国	区分	和歌山県和歌山市	岡山県倉敷市	広島県福山市	山口県下関市	香川県高松市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		和歌山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月12日制定)	倉敷市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月19日制定) 倉敷市児童福祉施設の運営に関する基準を定める規則(平成25年3月19日制定)	福山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年9月28日条例第34号)	下関市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月25日制定(条例第68号))	高松市社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人	国と同じ	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間利用児(4時間)、長時間利用児(8時間) 20:1 4歳以上児 短時間利用児(4時間)、長時間利用児(8時間) 30:1	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準		人権擁護推進、災害対策推進、安全管理対策推進及び食育推進の各担当者を置くこととしている。	特になし		幼保連携型認定こども園である保育所の3～5歳児長時間保育担当職員のみなし保育士特例につき、過疎地域に限定。(国基準は地域限定なし)	・非常災害対策に関する具体的な計画の概要の表示 ・非常災害時の連携協力体制の整備 ・研修の実施及び研修の機会の確保 ・記録の整備等 ・業務の質の評価等 ・給食における地産地消の推進 ・児童福祉施設における感染症等の対応マニュアルの策定	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、認可保育所を和歌山市内において設置運営している者に限る。	-	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、保育所を運営している社会福祉法人で、運営実績が10年以上であること。	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。		
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	

	国	区分	愛媛県松山市	高知県高知市	福岡県久留米市	長崎県長崎市	大分県大分市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日条例第69号) 松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月28日規則第28号)	高知市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年4月1日制定、平成26年7月1日改正)	久留米市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月14日制定)	長崎市児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年12月制定)	大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	ほふくをしない乳幼児(1.65㎡/人)	国と同じ	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	ほふくをする乳幼児(3.3㎡/人)	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ(嘱託歯科医の努力義務)	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	乳児 3:1 1・2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	国と同じ	国と同じ	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 30:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間、長時間とも 30:1	国と同じ (認定こども園である保育所の基準は平成26年9月改正により削除)	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ、調理従事者の検便について明記	国と同じ	国と同じ	調理する者に対し、毎月1回以上の検便を義務付ける。	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	暴力団排除 地産地消の推進	暴力団の排除のための措置	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	社会福祉法人のみ認可する。 幼保連携型認定こども園(保育部分)については、学校法人も認可する。	-	法人格を有する者のみ認可する。	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人(新たに社会福祉法人を設立予定の者を含む)、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する幼稚園及び保育所の設置者が同一の学校法人である場合において当該保育所の施設整備を行う場合に限り)、日本赤十字社又は公益社団法人、公益財団法人に限る。 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人、学校法人、社団法人、宗教法人、NPO法人、株式会社、有限会社に限る。	-	認可保育所を公募する場合、社会福祉法人に限定する。	安心こども基金に基づく認可保育所の増改築等に係る補助金については、募集において社会福祉法人、学校法人(幼保連携型認定こども園を構成する保育所の施設整備を行う場合に限り)等に限定する。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限る。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	社会福祉法人のみ採択する。	-	-	

	国	区分	宮崎県宮崎市	鹿児島県鹿児島市	沖縄県那覇市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		宮崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月制定)	那覇市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定 条例第68号)
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	国と同じ	乳児室(3.3㎡/人)※平成26年9月改正
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		国と同じ	国と同じ	国と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ 認定こども園である保育所に関する規定は削除(平成26年6月一部改正)	国と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	原則11時間	国と同じ	国と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
その他	上記以外で定めている基準		特になし	非常災害対策(国の基準に加えて、立地環境に応じて災害の種類ごとに計画を立てることや、関係機関や地域との連携に努めること等について規定している)	・暴力団排除に関する規定※平成26年9月改正 ・家庭・地域等との連携・協力・交流に関する努力義務規定※平成26年9月改正
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		法人格を有する者のみ認可する。	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限る。 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、市内で過去3年以上にわたり良好な経営の実績を有している、社会福祉法人又は学校法人に限る。	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。 公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、市内で認可保育所を10年以上運営している社会福祉法人に限る。
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの		過去5年以上にわたり良好な経営の実績を有している法人格を有する者のみ採択する。	-	-



	国	区分	宮城県富谷町	宮城県登米市	茨城県水戸市	埼玉県川口市	埼玉県草加市	埼玉県和光市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		県条例を基準とする	県条例を基準とする	児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月制定) 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月制定)	児童福祉法施行条例(平成24年12月25日埼玉県条例第68号制定)	児童福祉法施行条例(平成24年12月25日埼玉県条例第68号制定) 平成28年4月開設の草加市民間認可保育所運営事業者募集要領(平成26年12月)	児童福祉法施行条例(平成24年12月25日埼玉県条例第68号制定) 和光市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年6月25日条例第13号)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	国と同じ	県と同じ	国と同じ	0・1歳児3.3㎡/人	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0、1歳児3.3㎡/1人	
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	県と同じ	国と同じ	0・1歳児3.3㎡/人	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0、1歳児3.3㎡/1人	
		医務室、調理室、便所	国と同じ	県と同じ	国と同じ	医務室についてはすべての保育所に設置。調理室及び便所は国、県と同じ	医務室について全ての保育所に設置、調理室及び便所は国と同じ	国、県と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国、県と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国、県と同じ
		調理室、便所	国と同じ	県と同じ	国と同じ	医務室についてはすべての保育所に設置。調理室及び便所は国、県と同じ	医務室について全ての保育所に設置、調理室及び便所は国と同じ	国、県と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国、県と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	該当地域(実施せず)	対象外	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国、県と同じ		
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	県と同じ	国と同じ	※川口市基準 0歳児3:1、1歳児5:1、2歳児6:1、3歳児17:1、4・5歳児27:1	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 ※民間認可保育所が次の草加市基準を満たす場合は、市から運営費補助あり。 1歳児5:1 3歳児15:1 4歳児20:1 5歳児25:1	国、県と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	県と同じ	国と同じ	原則11時間	国と同じ	原則11時間	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める方針に従う。	従うべき基準	国と同じ	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ		
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	県と同じ	国と同じ	国、県と同じ	国と同じ		
その他	上記以外で定めている基準	国と同じ	県と同じ	特になし	調乳室(0歳児)、沐浴室(0・1歳児)の設置、保育所による子育て支援	調乳室(0歳児)、沐浴室(0、1歳児)の設置、保育所による子育て支援	・医療機関との連携確保 ・保険加入の義務 ・苦情対応マニュアルの作成 ・事業者連絡会への加入 ・市独自の研修を行い人材育成を図る ・市の評価基準に基づく評価及び情報公表 ・虐待通告の義務		
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	法人格を有する者のみ認可する。	法人格を有する者のみ認可する。	法人格を有する者のみ認可する。	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	公募において、社会福祉法人、学校法人以外の法人の場合、「自ら保育所を3年以上経営している事業実績を有するとともに、3施設以上の保育所の経営資産を有し、その経営が継続的であること。」としている。	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	法人格を有する者のみ採択する。	

	国	区分	千葉県 市川市	千葉県 習志野市	千葉県 浦安市	千葉県 流山市	千葉県四街道市	中央区
条例名等			児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月千葉県条例第85号)市川市立保育園の設置及び管理に関する条例(昭和39年条例第34号)市川市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成16年条例第2号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月千葉県条例第85号)習志野市民間認可保育所設置及び運営に関する基準(平成24年6月1日施行)	県条例を基準とする。	県条例を基準とする	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月千葉県条例第85号)平成26年度四街道市認可保育所設置・運営事業者募集要項(平成26年10月)	・東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号) ・東京都保育所設置認可等事務取扱要綱(平成27年3月31日付26福保子保第3017号)
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	公立:0歳児6.0㎡/人以上、1歳児3.5㎡/人以上
		ほふく室(3.3㎡/人)	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	公立:0歳児6.0㎡/人以上、1歳児3.5㎡/人以上
		医務室、調理室、便所	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-
		保育に必要な用具	参酌基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	県と同じ	独立した遊戯室	県と同じ	県と同じ	県と同じ	公立:2.0㎡/人以上
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-
		調理室、便所	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-
		保育に必要な用具	参酌基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	該当地域(条例にて独自の基準は設けていない)	対象外	対象外	対象外	対象外	該当地域、ただし適用なし
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	県と同じ	外部搬入不可(自園調理)	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	県と同じ	県と同じ	看護師、栄養士配置、調理員加配(児童100人以下の場合2名、101人以上の場合50人毎に1名を加える)	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	県と同じ	0歳児3:1 1・2歳児5:1 3歳児17:1 4歳児27:1 5歳児30:1 予備保育士3名以上	県と同じ	県と同じ	県と同じ	公立:1歳児5:1
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-
その他	上記以外で定めている基準	県と同じ	県と同じ	・事務室、職員休憩室、職員用トイレの設置・施設長、主任保育士、保育士の経験年数制限有 ・完全給食、おやつを提供 ・災害事故等への措置	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限る。	-	-	-	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。 (過去に市有地を無償貸与し、保育所の設置運営者を公募した際に社会福祉法人又は、社会福祉法人の設立可能な者とした)。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、法人格を有し、認可保育所又は東京都認証保育所の運営実績が1年以上あること。
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	児童福祉法第35条第4項に規定する認可を得て保育所を運営している社会福祉法人のみ採択する。	-	-	-	-	-	法人格を有し、都内で認可保育所又は認定子ども園を開設し、1年以上の運営実績があること。

	国	区分	新宿区	文京区	墨田区	江東区	品川区	台東区
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		・東京都児童福祉施設の設備及び運営に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号) ・東京都保育所設置認可等事務取扱要綱(平成27年3月31日付26福保子保第3017号) ・公募による整備については、各公募要項	・東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号) ・東京都保育所設置認可等事務取扱要綱(平成27年3月31日付26福保子保第3017号) ・文京区特定教育・保育施設及び特定型保育事業の運営の基準に関する条例 ・文京区立保育所条例 ・文京区保育所における保育に関する条例	墨田区保育所条例(昭和36年3月29日条例第4号)	江東区私立保育所扶助要綱(昭和55年3月)	明文規定なし ※認可に向けた協議の際に事業者に依頼	台東区認可保育所設置運営事業者募集要項
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	公立及び公立の民営化園 0歳児 5.0㎡/人以上 1歳児 3.3㎡/人以上	-	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人(私立・公設民営保育所では0歳児特別要件あり。0歳児を取扱定員を超えて入所させる場合については、当該年度内に限り取扱定員を超えた人員1人につき、3.3㎡以上の有効面積があれば差し支えない。)	-	0・1歳児 3.3㎡/人
		ほふく室(3.3㎡/人)	公立及び公立の民営化園 0歳児 5.0㎡/人以上 1歳児 3.3㎡/人以上	-	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人(私立・公設民営保育所では0歳児特別要件あり。0歳児を取扱定員を超えて入所させる場合については、当該年度内に限り取扱定員を超えた人員1人につき、3.3㎡以上の有効面積があれば差し支えない。)	-	-
		医務室、調理室、便所	-	-	-	-	-	-
		保育に必要な用具	参酌基準	-	-	-	-	-
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	-	-	2歳以上児3.3㎡/人	-	-	
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	-	「保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む」は規定しない。	-	-	
		調理室、便所	-	-	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	2才以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	-	
		保育に必要な用具	参酌基準	-	-	-	-	
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし。	該当地域、ただし適用なし	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	-	-	-	-	-	-
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	-	-	食事の外部搬入規定なし(自園調理)
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	-	-	-	-	-	-	-
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1・2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	1歳児5:1	公立:1歳児5:1	乳児3:1 1歳児5:1 2歳児6:1 3歳児20:1 4歳児以上30:1	0歳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4・5歳児 30:1	1歳児5:1	公立:1歳児5:1
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	-	-	原則11時間	保育時間は国と同じ。開所時間は、原則として概ね11時間	-	-
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	-	-	-	-	-	-
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	-	-	-	-	-	-
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	-	-	-	-	-	-
その他	上記以外で定めている基準	-	-	-	-	上記設置の基準は、区の誘導加算	-	-
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、認可保育所を6年以上運営(ただし、併せて東京都認証保育所(A型)を運営している事業者は、認可保育所と認証保育所の運営機関を合算した期間が6年以上)している法人格を有する者に限定。	-	-	-	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	法人格を有する者のみ採択する。	-	-	-	-	-

	国	区分	目黒区	大田区	世田谷区	渋谷区	中野区	杉並区	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		平成26年度賃貸物件による認可保育所開設事業者募集要項(平成26年4月15日) 都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業認可保育所整備・運営事業者公募要項(目黒区柿の木坂二丁目)(平成26年2月14日)	・民間保育所に対する法外保護実施要綱 ・大田区立保育園運営事業者プロポーザル応募要項	○世田谷区民間保育所法外保護実施要綱 ○世田谷区民間保育所助成事業実施要綱	渋谷区保育扶助要綱	中野区保育所条例、中野区保育所における保育に関する条例、中野区保育所事業扶助要綱	杉並区立保育所条例 杉並区私立保育所運営費加算金交付要綱 認可保育所の整備・運営に関する提案募集要項	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	公立:0歳児5.0㎡/人	2歳児未満児1人につき3.3㎡以上	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	2歳児未満児1人につき3.3㎡以上	-	-	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人	
		医務室、調理室、便所	-	-	-	-	-	-	
		保育に必要な用具	参酌基準	-	-	-	-	-	
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	-	-	-	-	-	-	-
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	-	-	-	-	-	-
		調理室、便所	-	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室を必置	-	-	-	-	-
		保育に必要な用具	参酌基準	-	-	-	-	-	-
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	-	-	-	-	-	-	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	-	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	-	-	-	-	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	-	-	-	-	-	-	-	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	1歳児5:1	乳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳児以上 30:1	1歳児5:1	公立:1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児 5:1	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	-	保育時間は国と同じ。開所時間は、原則として概ね11時間	-	-	原則11時間	原則11時間	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	-	-	-	-	-	-	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	-	-	-	-	-	-	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	-	-	-	-	-	-	
その他	上記以外で定めている基準	-	-	-	-	-	-	障害児保育を行う場合の保育士の配置2:1以下、障害児室を設ける場合は、5.0㎡/人、園長に関しては実務経験7年以上	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、法人格を有する者に限る(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県で認可保育所1年以上(他の道府県は3年以上)又は東京都認証保育所A型3年以上)。 公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る(東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県で認可保育所1年以上(他の道府県は3年以上)又は東京都認証保育所A型3年以上)。 都有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人、株式会社、特定非営利活動法人等のほか、東京都福祉保健局長が認める事業者に限る。	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、①～④のいずれかに該当する運営実績を持つ法人格を有する者に限る ①認可保育所1年以上②東京都認証保育所A型5年以上③世田谷区保育室8年以上④乳児院又は児童養護施設10年以上	-	-	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県において平成26年4月1日現在1年以上の認可保育所の運営実績がある法人格を有する者に限る 起債により取得した公有地を活用する場合は、社会福祉法人に限定している		
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県で認可保育所の運営実績をもつ営利を目的としない法人格を有する事業者のみ採択する。	-	-	-	-	-	-	

	国	区分	豊島区	北区	板橋区	練馬区	足立区	江戸川区
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例 豊島区特定教育・保育施設助成金交付要綱 豊島区民間保育所に対する助成金交付要綱 豊島区認可保育所運営事業者募集要項	東京都北区立保育所条例施行規則 東京都北区私立保育所運営費補助要綱 東京都北区保育所運営費助成要綱	板橋区保育所事業実施要綱	・東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号) ・東京都児童福祉施設の設備及び運営基準に関する条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号) ・保育所設置認可等事務取扱要綱(平成27年3月31日付26福保子保第3017号)	足立区〇〇保育園運営事業者募集要項 足立区〇〇保育園指定管理者募集要項 保育扶助要綱	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	運用で0歳児5.0㎡/人を原則としている。	0歳児5.0㎡/人	-	-	-
		ほふく室(3.3㎡/人)	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	運用で0歳児5.0㎡/人を原則としている。	0歳児5.0㎡/人	-	-	-
		医務室、調理室、便所	-	-	-	-	-	-
		保育に必要な用具	参酌基準	-	-	-	-	-
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	-	-	-	-	-	-
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	-	-	-	-	-
		調理室、便所	-	-	-	-	-	-
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	-	-	-	-	-	-
	設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	-	-	-	-
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	-	-	-	-	-	-	・定員20人から40人及び定員60人から149人の施設に対し調理員1人、定員150人以上の施設に対し調理員2人を増配置 ・産明保育実施園に調理員を1人増配置
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	1歳児5:1 定員20人から60人及び91人以上の施設に対し保育士1人を増配置、61人以上90人までの施設に対し非常勤保育士1人を増配置 定員60人以下の施設に対し保育士1人を増配置、定員61人以上の施設に対し保育士2人を増配置 定員150人以下の施設に対し調理員1人、151人以上の施設に対し調理員2人を増配置 0歳児定員6人以上の施設に対し看護師・助産師・保健師を配置	1歳児5:1 運用では、看護師については0歳定員が6名以上の園は非常勤職員以上・9名以上の園については常勤を原則とする。	・1歳児5:1 ・定員20人から60人まで及び91人以上の施設に対し保育士1人を増配置。 ・定員60人以下の施設については保育士1人、定員61人以上の施設については保育士2人を増配置。 ・定員20人から30人まで及び60人から149人までの施設に対し調理員1人、定員150人以上の施設に対し、調理員2人を増配置。	-	・1・2歳児5:1 ・定員20人から60人及び定員91人以上の施設に対し保育士1人を増配置	1歳児 5:1
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	-	-	-	-	-	-
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	-	-	-	-	-	-
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	-	-	-	-	-	-
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	-	-	-	-	-	-
その他	上記以外で定めている基準	-	-	-	-	-	-	-
認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、年度当初に認可保育所を1年以上運営している法人格を有する者であって、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、群馬県、山梨県又は静岡県で認可保育所を運営している事業者に限る。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、年度当初に認可保育所を1年以上運営している法人格を有する者であって、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、群馬県、山梨県又は静岡県で認可保育所を運営している事業者に限る。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、認可保育所を1年以上、又は東京都認証保育所(東京都認証保育所実施要綱に定めるA型)を3年以上運営している法人格を有する事業者に限る。 公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、板橋区内で認可保育所を設置・運営している社会福祉法人もしくは財団法人に限る。 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、募集要領により、東京都及び埼玉県内で認可保育所を設置・運営している社会福祉法人に限る。	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、認可保育所を6年以上運営しており、東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県で定員60名以上の認可保育所を運営している法人格を有する者に限る。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、応募時点で認可保育所を1年以上運営しているか、東京都認証保育所を3年以上運営している法人格を有する者に限る。	-	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	法人格を有する者のみ採択する。 認可保育園、認可幼稚園または認定こども園を1年以上運営していること。法人の運営する保育園等から該当の保育園へ概ね2時間程度で到着できること。	募集要領により、板橋区内で認可保育所を運営している社会福祉法人及び、現指定管理者のNPO法人としている。	東京都、埼玉県、千葉県および神奈川県で認可保育所を運営している法人格を有する者のみ採択する。	応募時点で認可保育所を3年以上運営している法人格を有する者のみ採択する。 建物を無償譲渡することを条件とした民営化の場合、社会福祉法人又は学校法人のみに限る。	-	

	国	区分	葛飾区	狛江市	昭島市	八王子市	立川市	武蔵野市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)及び条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号)を準用	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)及び条例施行規則を準用(平成24年3月30日東京都規則第47号)	昭島市保育所運営費支弁要綱(昭和56年4月1日)	平成26年度八王子市保育所運営費支弁要綱	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)及び条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号)を準用	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)及び条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号)を準用
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	-	-	-	0歳児5.0㎡/人(定員を超えた入所児童については3.3㎡/人で可)	0歳児5.0㎡/人(0歳児定員6人以上の場合、ただし、定員を超えた入所児童については3.3㎡/人で可)、0歳児定員6人未満の場合及び1歳児3.3㎡/人	-
		ほふく室(3.3㎡/人)	従うべき基準	-	-	0歳児5.0㎡/人(定員を超えた入所児童については3.3㎡/人で可)	0歳児5.0㎡/人(0歳児定員6人以上の場合、ただし、定員を超えた入所児童については3.3㎡/人で可)、0歳児定員6人未満の場合及び1歳児3.3㎡/人	-
		医務室、調理室、便所	-	-	-	-	0歳児(0歳児定員6人以上の場合)について、調乳室(調乳スペースでも可)、沐浴室及び便所を設けること 専用野外遊戯場の設置に努めること	-
		保育に必要な用具	参酌基準	-	-	-	0歳児(0歳児定員6人以上の場合)について、0歳児の心身発達に対応した遊具その他等歳児用備品を整備すること	-
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	-	-	-	-	-	-
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	-	-	-	-	-
		調理室、便所	-	-	-	-	-	-
	保育に必要な用具	参酌基準	-	-	-	-	-	
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	該当地域、ただし適用なし	対象外	対象外	対象外	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	-	-	-	-	-	-
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	-	-	-	-	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	-
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	-	-	-	-	保健師等(0歳児定員6人以上の場合、1人配置)	-	-
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	公立:1歳児5:1	-	1歳児 5対1	・1歳児5:1 4歳以上児30:1(市の推奨基準として27:1) ・充実保育士3人を増配置(11時間開所対応保育士を含む) ・調理員の配置 定員59人以下 2人、定員60人以上149人以下 3人、定員150人以上 4人、(0歳児定員6人以上の場合、1人を増配置)	公立:0歳児3:1、1歳児5:1、2歳児6:1、3歳児18:1、4歳児24:1、5歳児26:1 私立:0歳児3:1、1歳児5:1、2歳児6:1、3歳児20:1、4歳児5歳児30:1	-
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	-	-	原則11時間	-	-	-
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	-	-	-	-	-	-
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	-	-	-	-	-	-
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	-	-	-	-	-	-
その他	上記以外で定めている基準	-	-	-	-	-	-	-
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、現に認可保育所を設置・運営している社会福祉法人に限る ※ これまでの例で回答(今後についてはその都度検討する)	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、八王子市内で認可保育所、認定こども園及び認証保育所を設置運営する法人に限る	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-

	国	区分	三鷹市	府中市	調布市	町田市	小金井市	小平市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		設備の基準及び職員については上乗せして東京都保育所事業実施要項(旧都基準)を準用	府中市保育所運営費等の支出に関する要綱	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)及び条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号)を遵守するよう指導設備の基準及び職員の一部については調布市民間保育所等運営費等補助金交付要綱(平成14年3月31日)にて上乗せ基準を設置	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)・条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号)を準用設備の基準及び職員の一部については町田市民間保育所運営費支弁要綱(平成17年4月1日)にて上乗せ基準を設置	明文規定なし※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼	明文規定なし※認可に向けた協議の際に、事業者に依頼
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	0歳児5.0㎡/人の場合上乗せあり	原則 0歳児 5.0㎡/人	-	0歳児5.0㎡/人 ※0歳児は乳児室又はほふく室で5.0㎡/人を満たしていること。	原則 0歳3.3㎡	0歳児5.0㎡/人
		ほふく室(3.3㎡/人)	-	原則 0歳児 5.0㎡/人	-	-	原則 0歳3.3㎡	0歳児5.0㎡/人
		医務室、調理室、便所	-	-	-	-	-	-
		保育に必要な用具	参酌基準	-	-	-	-	-
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	-	-	-	-	-	-
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	-	-	-	-	面積基準は都と同じ(原則として敷地内の地面上に基準面積を確保)
		調理室、便所	-	-	-	-	-	-
	保育に必要な用具	参酌基準	-	-	-	-	-	-
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	対象外	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	-	-	-	-	-	-
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	-	-	食事の外部搬入規定なし	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	自園調理
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	-	公立の保育園には栄養士、保健師等を配置、私立については保健担当を置くよう努め置いた場合上乗せあり	-	-	-	-	0歳児保育実施園:看護師
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1(認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	1歳児5:1 4歳児以上25:1	1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児5:1	1歳児5:1
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	-	-	-	-	-	-
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	-	-	-	-	-	-
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	-	-	-	-	-	-
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	-	-	-	-	-	-
その他	上記以外で定めている基準	-	-	-	-	-	-	-
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、法人格を有する者のみに限る(東京都及び近隣他県において認可保育所を運営していること、東京都認証保育所を運営していること等)、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人及び特定非営利法人に限る。 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみに限る。	-	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、東京都・神奈川県で1年以上認可保育所運営の実績を持つ法人格を有する者に限る	-	-
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-

	国	区分	日野市	東村山市	国分寺市	東久留米市	多摩市	西東京市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		日野市民間保育所運営費支弁要綱(平成13年9月28日制定)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)・条例施行規則(平成24年3月30日東京都規則第47号)を準用	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)	東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年3月30日東京都条例第43号)	多摩市民間保育所運営実施要綱	明文規定なし ※認可に向けた協議の際に、事業者へ依頼	
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を 入所させる 保育所	乳児室(1.65㎡/人)	0歳児 公立 3.3㎡、私立 5.0㎡/人(弾力化を行う場合は3.3㎡/人)、1歳児3.3㎡/人	2歳児未満児1人につき3.3㎡以上	-	0歳児3.3㎡/人、1歳児3.3㎡/人	0歳児5.0㎡/人	0歳児5.0㎡/人、1歳児3.3㎡/人	
		ほふく室(3.3㎡/人)	0歳児 公立 3.3㎡、私立 5.0㎡/人(弾力化を行う場合は3.3㎡/人)	2歳児未満児1人につき3.3㎡以上	-	-	-	0歳児5.0㎡/人	
		医務室、調理室、便所	-	-	-	-	-	-	
		保育に必要な用具	参酌基準	-	-	-	-	-	
	2歳以上児を 入所させる保 育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	-	-	-	-	-	-	-
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	-	-	-	-	-	-
		調理室、便所	-	2歳以上児のみの受け入れ施設においても医務室又は医務スペースを確保	-	国と同じ(職員室と医務室の兼備可)	-	-	
		保育に必要な用具	参酌基準	-	-	-	-	-	
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	該当地域、ただし適用なし	対象外	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	-	-	-	-	-	-	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	-	-	-	自園調理	-	食事の外部搬入規定なし(自園調理)	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	-	-	-	-	-	-	-	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	乳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	-	-	-	1歳児5:1	1歳児5:1	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	-	-	-	原則11時間	-	原則11時間	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	-	-	-	-	-	-	
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	-	-	-	-	-	-	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	-	-	-	-	-	-	
その他	上記以外で定めている基準	-	-	-	-	-	-	-	
認可保育所の 整備・運営を担 う事業者の募 集等に係る状 況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、市内の社会福祉法人に限る。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、法人格を有する者に限る	-	公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、運営主体を社会福祉法人のみに限る。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、平成26年度までは市内で認可保育所の運営実績がある社会福祉法人に限定して募集。 ※ 平成27年度以降は主体制限を設けない予定。	公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、東京都近郊で認可保育園の運営実績がある法人格を有する者に限る。		
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	



	国	区分	神奈川県藤沢市	神奈川県茅ヶ崎市	神奈川県大和市	神奈川県鎌倉市	滋賀県草津市	滋賀県近江八幡市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		藤沢市認可保育所設置運営法人募集要項(2014年11月)	茅ヶ崎市民間認可保育所運営法人候補者募集要項(平成26年8月)	大和市民間認可保育所運営法人募集要項	なし。(現行において民間事業者に対する市単独の基準及び一般募集要項等は未設置。新制度施行後は、県条例の外、平成26年4月30日付け内閣府令第39号に基づく「鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」(平成26年10月1日鎌倉市条例第20号)による。)	県条例を基準とする。	県条例を基準とする。	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-	-	
		ほふく室(3.3㎡/人)	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-	-	
		医務室、調理室、便所	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-	-	
		保育に必要な用具	参酌基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-	-
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-	-
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-	-
		調理室、便所	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-	-
		保育に必要な用具	参酌基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-	-
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	該当地域、ただし適用なし	該当地域、ただし適用なし	対象外	該当地域(県と同じ)	対象外	対象外	
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-	-	
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-	-	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-	-	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	1歳児5:1、3歳児15:1その他は県と同じ	県と同じ	1歳児 4:1、3歳児 16:1(その他については、県と同じ) 上記に加え、障害児に対する保育士配置基準 3:1	県と同じ	-	-	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-	-	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-	-	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-	-	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	県と同じ	-	-	
その他	上記以外で定めている基準	特になし		既存の建物を改修する場合は、当該建物が新耐震基準を満たしていること。	延長保育事業の実施、一時預かり事業の実施、地域育児センター事業の実施、第三者評価制度の受審(5年以内)	なし	-	-	
認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。 公募においては、次の①～③のいずれかを満たす法人に限定 ①県内で認可保育所を2年以上運営していること ②定款に記載されている事務所の所在地が藤沢市内の社会福祉法人 ③藤沢市認定保育施設を運営する法人	-	-	保育所を運営している(市外含む)又は、認可外保育施設または幼稚園を運営している(市内のみ)法人格を有する者に限る	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人若しくは学校法人又はこれらの法人になり得ると見込みのある者に限る	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	

	国	区分	大阪府茨木市	兵庫県宝塚市	兵庫県明石市	奈良県生駒市	山口県山口市	福岡県粕屋町
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		茨木市立保育所民営化移管先法人募集要領	法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(兵庫県条例平成24年10月改正(保育所関係))	法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例(兵庫県条例平成24年10月改正(保育所関係))	奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月28日奈良県条例第39号)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月21日山口県条例第3号) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年3月21日山口県規則第8号)	粕屋町新設保育所設置・運営法人募集要項
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	府と同じ	-	-	県と同じ	県と同じ	県と同じ
		ほふく室(3.3㎡/人)	府と同じ	-	-	県と同じ	県と同じ	県と同じ
		医務室、調理室、便所	府と同じ	-	-	県と同じ	県と同じ	県と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	府と同じ	-	-	県と同じ	県と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	府と同じ	-	-	県と同じ	県と同じ	県と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	府と同じ	-	-	県と同じ	県と同じ
		調理室、便所	府と同じ	-	-	県と同じ	県と同じ	県と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	府と同じ	-	-	県と同じ	県と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	府と同じ	-	-	県と同じ	県と同じ	県と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	府と同じ	-	-	県と同じ	県と同じ	食事の外部搬入規定なし(自園調理)
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)		府条例に加え看護師配置	-	-	県と同じ	県と同じ	県と同じ
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	保育士の配置(最低2人配置) 乳児 3:1 1歳児 5:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1 下線部分が府条例との相違点	-	-	県と同じ	県と同じ	県と同じ
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	府と同じ	-	-	県と同じ	県と同じ	県と同じ
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	府と同じ	-	-	県と同じ	県と同じ	県と同じ
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	府と同じ	-	-	県と同じ	県と同じ	県と同じ
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	府と同じ	-	-	県と同じ	県と同じ	県と同じ
その他	上記以外で定めている基準		施設長は、保育所で3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者 栄養士を法人内に1人配置	-	-	特になし	県と同じ	県と同じ
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、安心こども基金管理運営要領における保育所緊急整備事業の補助対象に合わせて採択。(社会福祉法人等) 公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、株式会社、個人のみ採択の対象外 公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、移管先法人を社会福祉法人に制限	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る	-	-	-	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、定員90人以上の認可保育所を5年以上運営する社会福祉法人に限る。 公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-

	国	区分	熊本県菊陽町	熊本県 合志市	熊本県益城町	鹿児島県 出水市	鹿児島県 薩摩川内市	沖縄県沖繩市	
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)	熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)	鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月制定)	鹿児島県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月制定)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	
設備の基準(省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	県と同じ	県と同じ	県と同じ	国と同じ	国と同じ	3.3㎡/人(平成27年4月施行)	
		ほふく室(3.3㎡/人)	県と同じ	県と同じ	県と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		医務室、調理室、便所	県と同じ	県と同じ	県と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
		保育に必要な用具	参酌基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	県と同じ	県と同じ	県と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	県と同じ	県と同じ	県と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員(省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	県と同じ	県と同じ	県と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間(省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容(省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則(省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理(省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	県と同じ	県と同じ	県と同じ	特になし	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る	-	-	-	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	-	

	国	区分	沖縄県浦添市	沖縄県宜野湾市	沖縄県豊見城市	沖縄県糸満市	沖縄県宮古島市	沖縄県南城市
条例名等			沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を入所させる保育所	乳児室(1.65㎡/人)	3.3㎡/人(平成27年4月施行)	3.3㎡/人(平成27年4月施行)	3.3㎡/人(平成27年4月施行)	3.3㎡/人(平成27年4月施行)	3.3㎡/人(平成27年4月施行)	3.3㎡/人(平成27年4月施行)
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を入所させる保育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	国と同じ	特になし	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の整備・運営を担う事業者の募集等に係る状況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人設立を条件に公募(運営実績については、認可外保育施設運営〇年以上、指導監督を満たし〇年以上運営等、その都度、公募にあたり検討する)。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公立保育所の民営化に際し、当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人又は学校法人に限定して事業者募集をしている。	-	市として、認可外保育施設の認可化を進めており、安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、新規の認可保育所設置にあたっては管内認可外保育施設に対して募集を実施。	認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集において、認可外保育施設運営〇年以上、指導監督を満たし〇年以上運営等、その都度、公募にあたり運営実績を検討。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合及び、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人のみ採択する。 公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人の設立を条件に公募。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	-	-	

	国	区分	沖縄県北谷町	沖縄県与那原町	沖縄県読谷村	沖縄県石垣市
条例名等	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)		沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)	沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月26日沖縄県条例第85号) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年3月31日制定沖縄県規則第52号)
設備の基準 (省令第32条)	0、1歳児を 入所させる 保育所	乳児室(1.65㎡/人)	3.3㎡/人(平成27年4月施行)	3.3㎡/人(平成27年4月施行)	3.3㎡/人(平成27年4月施行)	3.3㎡/人(平成27年4月施行)
		ほふく室(3.3㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		医務室、調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	2歳以上児を 入所させる保 育所	保育室又は遊戯室(1.98㎡/人)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		屋外遊戯場(保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)(3.3㎡/人)	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		調理室、便所	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
		保育に必要な用具	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ
	厚生労働大臣の指定地域における居室面積の特例	標準	対象外	対象外	対象外	対象外
	保育室等に関する耐火上の基準	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ
設備の基準の特例(省令第32条の2)	一定の要件を満たす場合、3歳以上児に対する食事の外部搬入可	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
職員 (省令第33条)	保育士、嘱託医、調理員(※調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができる。)	国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
	保育士の配置(最低2人配置) 乳児3:1 1-2歳児6:1 3歳児20:1 4歳以上児30:1 (認定こども園である保育所の場合) 3歳児 短時間 35:1 長時間 20:1 4歳以上児 短時間 35:1 長時間 30:1	従うべき基準 国と同じ	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育時間 (省令第34条)	1日につき8時間を原則	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
保育の内容 (省令第35条)	養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣が定める指針に従う。	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
平等取扱の原則 (省令第9条)等	平等取扱の原則、虐待等の禁止等	従うべき基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
衛生管理 (省令第10条)等	衛生管理、入所者・職員の健康診断等	参酌基準	国と同じ	国と同じ	国と同じ	
その他	上記以外で定めている基準	特になし	特になし	特になし	特になし	
認可保育所の 整備・運営を担 う事業者の募 集等に係る状 況(分類)	ア 保育所の認可時における主体規制 保育所の認可に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(主体によって異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	-	-	-	
	イ 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集時における主体規制 認可保育所の整備・運営を行う事業者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体制限(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、募集要項において社会福祉法人又は社会福祉法人取得予定者に限る。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、公有地を活用した認可保育所の整備を行う事業者の募集を行う場合、公立保育所の民営化に際し当該保育所の運営を担う事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。	安心こども基金の活用を前提とした事業者の募集を行う場合、社会福祉法人に限る。	
	ウ 公立保育所の指定管理者の募集時における主体規制 公立保育所の指定管理者の募集に際し、条例、規則、運用(要綱)等で、主体規制(特定の主体の優先順位を下げる等、異なる取扱いをしている場合を含む)を設けているもの	-	社会福祉法人のみ採択する。	-	-	